

社会医療法人 加納岩 寄附行為

第1章 名称及び事務所

第1条 本財団は、社会医療法人加納岩と称する。

第2条 本財団は、事務所を山梨県山梨市上神内川1309番地に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本財団は、病院及び診療所を経営し、科学的でかつ適正な医療及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。

第4条 本財団の開設する病院及び診療所の名称及び開設場所は、次のとおりとする。

- (1) 加納岩総合病院 山梨県山梨市上神内川1309
- (2) 日下部記念病院 山梨県山梨市上神内川1363
- (3) 山梨リハビリテーション病院 山梨県笛吹市春日居町小松855
- (4) 甲府北口駅前リハビリテーションクリニック 山梨県甲府市北口2-9-12
2-B

2 本財団が山梨県知事から社会医療法人として認定を受けて実施する救急医療等確保事業に係る業務及び病院の名称は次のとおりとする。

- (1) 山梨県医療計画に記載された災害医療（加納岩総合病院）
- (2) 山梨県医療計画に記載されたへき地医療（加納岩総合病院）

第5条 本財団は、前条に掲げる病院及び診療所を経営するほか、次の業務を行なう。

- (1) 訪問看護ステーションの経営
- (2) 共同生活援助事業「グループホーム」の運営
- (3) 身体障害者短期入所事業、知的障害者短期入所事業及び児童短期入所事業
- (4) 訪問リハビリテーション事業の運営
- (5) 通所リハビリテーション事業の運営
- (6) 就労継続支援事業所B型の運営

2 前項の事業を運営する事業所の名称及び開設場所は、それぞれ次の通りとする。

- (1) 東山梨訪問看護ステーション 山梨県山梨市上神内川1126番地の2
- (2-1) グループホーム「ほっとはうす」 山梨県山梨市上神内川1127番地の1
- (2-2) グループホーム「ラベンダー」 山梨県山梨市上神内川1320番地の2
- (2-3) グループホーム「ふえふき」 山梨県山梨市上神内川1321番地の1
- (3) 加納岩総合病院 山梨県山梨市上神内川1309番地
- (4) リハケアセンター きらり 山梨県笛吹市春日居町小松855番地
- (5) リハケアセンター きらり 山梨県笛吹市春日居町小松855番地

(6) 就労継続支援事業所「すずらん」 山梨県山梨市上神内川1363番地

第6条 本財団は、収益事業として次の業務を行なう。

(1) 不動産賃貸業

第3章 資産及び会計

第7条 本財団の資産は次のとおりとする。

- (1) 設立当時の財産
- (2) 設立後寄附された金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) その他の収入

2 本財団の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。

第8条 本財団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。

- (1) 前条第1項第1号の財産中の不動産
- (2) 基本財産に編入すべきものとして指定された寄附金品

2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び評議員会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。

第9条 本財団の資産は、理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。

2 前項の資産のうち、財産の取得又は改良に充てるための資金については他の資金と明確に区分して管理するものとする。

3 前項の資金は、当該資金の目的である支出に充てる場合を除き、取り崩すことができない。ただし、当該資金の目的である財産を取得せず、又は改良しない場合にあっては、理事会及び評議員会の議決を経て、取り崩すものとする。

第10条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するものとする。

第11条 本財団の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び評議員会の議決を経て定める。

第12条 本財団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

第13条 本財団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び社会医療法人の要件に該当する旨を説明する書類（以下「事業報告書等」という。）を作成し、監事の監査、理事会の承認及び評議員会の承認を受けなければならない。

2 本財団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本財団の寄附行為を事務所に備えて置き、請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 本財団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を山梨県知事に届け出なければならない。

第14条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。

第4章 評議員

第15条 本財団に、評議員7名以上24名以内を置く。

第16条 評議員は、次に掲げる者から理事会において選任した者につき、理事長が委嘱する。

- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療従事者
- (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関して識見を有する者
- (3) 医療を受ける者
- (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる者

2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の定数の同数以下となることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1を超えて含まれてはならない。監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれてはならない。

3 評議員は、役員又は職員を兼ねることはできない。

4 評議員の任期は4年とし、ただし、再任を妨げない。

5 補欠により就任した評議員の任期は、前任者の在任期間とする。

6 評議員は、第15条に定める員数が欠けた場合には、評議員の任期又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

7 評議員の報酬等、別に定める基準により支給する。

第5章 評議員会

第17条 理事長は、定時評議員会を、毎年2回、3月及び6月に開催する。

2 理事長は、必要があると認める時は、いつでも臨時評議員会を招集することができる。

3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から評議員会の目的である事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以内に、これを招集しなければならない

4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前までに、その評議員会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に通知を発しなければならない

第18条 評議員会の議長は、評議員の互選によって定める。

第19条 次の事項は、評議員会の議決を経なければならない。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- (4) 財産の取得又は改良に充てるための資金の保有額の決定及び取崩し
- (5) 将来の特定の事業の計画及び変更並びに特定事業準備資金の積立額の決定及び取崩し
- (6) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (7) 重要な資産の処分
- (8) 借入金額の最高限度の決定
- (9) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の決定及び変更
- (10) 本財団の解散
- (11) 他の医療法人との合併契約の締結

2 その他重要な事項についても、評議員会の議決を経ることができる。

第20条 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

2 評議員会の議事は、法令又はこの寄付行為に別段の定めがある場合を除き、出席した評議員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

第21条 評議員は、評議員会において1個の議決権及び選挙権を有する。

第22条 評議員会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

第23条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第24条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第25条 評議員会の議事についての細則は、評議員会で定める。

2 評議員会は、本財団の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

第26条 大規模災害、パンデミックなど評議員会の参集に困難な場合に当たっては、全評議員による書面決議にて決する。

第6章 役員

第27条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事6名以上12名以内うち理事長1名
 - (2) 監事2名以上3名以内
- (削除)

第28条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 本財団の役員を選任するにあたっては、理事は6名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、親族等の数は、役員の総数の3分の1を、他の同一の団体の理事等の数は、理事及び監事のそれぞれの数の3分の1を超えて含まれてはならない。なお、監事については、他の役員の親族等が含まれてはならない。
- 3 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。
- 4 理事長は必要に応じ、副理事長を選任し、任命することができる。
- 5 本財団が開設する病院の管理者は、必ず理事に加えなければならない。
- 6 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。
- 7 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

第29条 理事長は本財団を代表し、本財団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。

- 2 理事長は医療法人の業務を執行し、毎事業年度の3月、6月、10月に、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- 3 理事長に事故があるときは、副理事長がその職務を行う。また理事長・副理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
 - (1) 本財団の業務を監査すること。
 - (2) 本財団の財産の状況を監査すること。
 - (3) 本財団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に評議員会及び理事会に提出すること。
 - (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本財団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを山梨県知事、評議員会又は理事会に報告すること。
 - (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。
 - (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの寄附行為に違反し、または著しく不当な事項が認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること
- 5 監事は、本財団の理事、評議員又は職員（本財団の開設する病院の管理者その他の職員を含む。）を兼ねてはならない。

第30条 役員の任期は2年とし、ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、第26条に定める員数が欠けた場合には、役員の任期又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

第31条 役員が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した評議員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ決議することができない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

第32条 役員の報酬等については勤務実態に即して支給することとし、役員又は評議員の地位にあることのみによっては支給しない。

第33条 役員の報酬等は、別に定める基準により支給する。

第34条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、この承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本財団の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本財団との取引

(3) 本財団がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本財団とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第7章 責任限定契約

第35条 本財団は、役員または評議員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本財団は、非業務執行理事、監事、評議員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該非業務執行理事、監事、評議員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、8万円以上で本財団があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

第8章 理事会

第36条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第37条 理事会は、この寄付行為に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本財団の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選出及び解職

(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定

(5) 多額の借財の決定

(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定

(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

第38条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。

3 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名をもって理事会の目的たる事項を示して請求があったときは、理事長が理事会を招集しなければならない。

4 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。

5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、召集の手続きを経ることなく開催できる。

第39条 理事会の決議は、理事長とする。

第40条 理事は、理事会において各1個の議決権及び選挙権を有する。ただし、理事会の議決事項につき特別の利害関係を有する者は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第41条 理事会の決議は、法令又はこの寄付行為に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、第19条第1号から第8号までに掲げる事項は、理事会において特別の利害関係を有する理事を除く理事の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときはこの限りでない。

第42条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 理事会に出席した理事（理事長出席の場合、理事長とする）及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第43条 大規模災害、パンデミックなど理事会の参集に困難な場合に当たっては、全理事による書面決議にて決する。

第9章 寄付行為の変更

第44条 この寄付行為を変更しようとするときは、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、山梨県知事の認可を得なければならない。

第10章 解散及び合併

第45条 本財団は、次の事由によって解散する。

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 他の医療法人との合併
- (3) 破産手続き開始の決定
- (4) 設立認可の取消し

2 前項第1号の事由による解散は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、山梨県知事の認可を受けなければならない。

第46条 本財団が解散したときは、合併及び破産手続き開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、評議員会の議決によって評議員の中からこれを選任することができる。

2 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該業務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の終了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済

第47条 本財団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続き開始の決定による解散の場合を除き、国若しくは地方公共団体又は他の社会医療法人に帰属させるものとする。

第48条 本財団は、理事及び評議員の総数のそれぞれ3分の2以上の議決を経、かつ、山梨県知事の認可を得て、他の財団医療法人と合併することができる。

第11章 雑則

第49条 本財団の公告は、電子公告によって行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法によって行う。

附則

1. この寄付行為は平成23年10月1日から施行する。
2. この寄付行為は平成23年11月28日に一部改定する。
3. この寄付行為は平成27年9月1日に一部改定する。
4. この寄付行為は平成29年2月25日に一部改定する。
5. この寄付行為は平成31年4月1日に一部改定する。
6. この寄付行為は令和2年3月25日に一部改定する。
7. この寄付行為は令和3年7月1日に一部改定する。
8. この寄付行為は令和3年12月1日に一部改定する。

9. この寄付行為は令和 4年 6月 1日に一部改定する。
10. この寄付行為は令和 5年 9月 21日に一部改定する。
11. この寄付行為は令和 6年 6月 25日に一部改定する。